

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は後期高齢者医療事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証やパスワードにより操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和5年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)及び愛媛県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条及び別表第1項番59の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <ol style="list-style-type: none">高確法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務高確法による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務高確法第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務高確法第92条の一時差止めに関する事務高確法第104条第1項の保険料の徴収又は第2項の保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 項番59 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 実施しない <情報照会の根拠>番号法第19条第8号及び別表第二の第82項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松山市保健福祉部高齢福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6866)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松山市保健福祉部高齢福祉課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6862)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I 5 ②所属長	課長 山岡 弘和	課長 澤田 則幸	事後	人事異動に伴う変更
平成28年8月26日	II 1 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成28年8月26日	II 2 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	I 3 法令上の根拠	番号法 別表第一 項番59	番号法 第9条第1項 別表第一 項番59 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	根拠法令の修正・追加
平成29年9月6日	I 4 情報提供ネットワークシステム による情報連携	情報照会 番号法別表第二 82 (主務省令未 制定) 情報提供 番号法別表第二 83 (主務省令未 制定)	削除	事後	誤記
平成29年9月6日	II 1 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	II 2 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	II 1 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	II 2 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	II 1 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	II 2 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	II 1 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	II 2 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	II 1 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	II 2 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療システム、中間サーバー、統合宛名システム	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	<情報提供の根拠> 実施しない <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二の第82項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(入手)	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年11月11日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、パスワードにより操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。	・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証やパスワードにより操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。	事後	セキュリティ強化に伴う変更
R5.11.13	II 1 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R5.11.13	Ⅱ 2 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正